青森県報

第四十一号

令和元年八月七日（水曜日）

目　次

規　則

○青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……（都市計画課）…一

告　示

○生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……（健康福祉政策課）…二

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……（　同　）…二

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……（高齢福祉保険課）…二

○公共測量の終了……（監　理　課）…三

○青森県屋外広告物条例の規定による点検を除外する広告物及び掲出物件について……（都市計画課）…三

出先機関

○土地改良区の役員の退任……（三八地域県民局）…三

監査委員

○監査結果に対する措置の公表……（事　務　局）…三

規　則

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次に公布する。

令和元年八月七日

青森県知事　三　村　申　吾

青森県規則第十一号

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則（昭和五十一年五月青森県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者

第十一条第四項中「はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗及びアドバルーン」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一　はり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗及びアドバルーン

二　条例第八条第一項第一号に掲げる広告物又は掲出物件のうち法令の規定により条例第十七条の二の規定による点検に相当する措置を講じることとされているものとして知事が定めるもの

第十六条第二項第四号中「第十三条第三項第二号」を「第十四条第三項第二号」に改め、同項第五号中「第十三条第三項第三号」を「第十四条第三項第三号」に改める。

第三号様式中

「□　建築士法第２条第１項に規定する建築士（種類　　建築士　　登録番号第　　号）」を

「□　一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者（修了証番号第　　号）

□　建築士法第２条第１項に規定する建築士（種類　　建築士　　登録番号第　　号）」に改める。

第十四号様式の注に次のように加える。

５　この様式に代えて登録申請者の負担を軽減するために国が提供するこの様式に

相当する様式等を使用することについて知事の承認を得たときは、これを使用することができる。

第十七号様式の注を次のように改める。

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

２　この様式に代えて屋外広告業者の負担を軽減するために国が提供するこの様式に相当する様式等を使用することについて知事の承認を得たときは、これを使用することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

青森県告示第二百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月七日

青森県知事　三　村　申　吾

区分	事業者		事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
変更前	深浦町	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四の二	深浦町訪問看護ステーション	西津軽郡深浦町大字関字栃沢七八の二	平成三・三・一
変更後				西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇四の一	

青森県告示第二百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月七日

青森県知事　三　村　申　吾

名称	所在地	廃止年月日
斎藤耳鼻咽喉科医院	弘前市大字城東二丁目一の一	平成三・四・三〇

青森県告示第二百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和元年八月七日

青森県知事　三　村　申　吾

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		名称	所在地	
梶株式会社	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	訪問介護	ヘルパーステーションさいかち	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	令和元・八・一
梶株式会社	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	通所介護	デイサービスさいかち	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	〃

青森県告示第二百三十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　測量計画機関
　国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
二　測量の種類
　公共測量（二級基準点測量）
三　測量の期間
　令和元年五月二十九日から同年七月十六日まで
四　測量の地域
　つがる市柏下古川地内

青森県告示第二百三十七号

青森県屋外広告物条例施行規則（昭和五十一年五月青森県規則第四十六号）第十一条第四項第二号の規定により、条例第八条第一項第一号に掲げる広告物又は掲出物件のうち法令の規定により条例第十七条の二の規定による点検に相当する措置を講じることとされているものを次のとおり定める。

令和元年八月七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の三に規定する消防用設備等に消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の規定により設けることとされている標識及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第四項第二号に規定する誘導標識
二　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第八条の五に規定する製造所等に同令の規定により設けることとされている標識及び掲示板
三　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第三号に規定する道路標識及び同項第四号に規定する道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置に限る。）
四　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第一号に規定する看板、標識、旗ざお及びアーチ
五　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第四号に規定する道路標識等
六　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第七項に規定する掲示板及び標識

出先機関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年八月七日

三八地域県民局長　櫻　庭　憲　司

役員の区別	氏名	住所	退任の年月日
理事	戸川　勉	三戸郡田子町大字山口字嘉沢一六の三	令和元・七・二

監査委員

監査結果に対する措置の公表

令和元年６月５日付け青森県報号外第15号で公表した監査の結果について、地方自

治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和元年８月７日

青森県監査委員　須　藤　光　昭
同　川　嶋　由紀子
同　寺　田　達　也
同　花　田　栄　介

監査箇所名	監査結果	措置の内容
東青地域県民局地域健康福祉部 中南地域県民局地域健康福祉部 三八地域県民局地域健康福祉部 西北地域県民局地域健康福祉部 上北地域県民局地域健康福祉部 下北地域県民局地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	各制度の利用・適用時において、利用者等に対し制度の内容及び権利義務について丁寧に説明することで、収入未済につながる可能性のある返還金等の債権発生の未然防止を図る。やむを得ず返還金が発生した場合は、速やかに対象者に返還理由等を説明し、返還が滞ることがないよう指導する。履行期限までに納付しない者については督促状を発行する。なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金債権については、債権回収の一部を業者委託した。 また、収入未済の解消を図るため、収入未済対策要綱・要領等に基づき、定期的に滞納者検討会議等を開催し、ケースごとに納入指導方針を検討のうえ、電話や文書、訪問等により収入未済の解消に努める。
西北地域県民局地域健康福祉部	扶助費において、支払漏れとなっているものがある。	里親委託児童措置費については、概算、精算、再精算も含めて支払い時期について課内で再確認し、支払いチェック表を作成して担当者及び次長（福祉調整課長）において確認を行うこととした。 なお、支払漏れとなっている分については、現在、過年度支出の手続を進めている。
西北地域県民局地域農林水産部	財産の管理において、適正でないものがある。	不法占用者に対して、訪問等により本物件を撤去し不法占用状態を解消するよう指導していくこととした。
上北地域県民局地域農林水産部	収入未済の解消に努めること。	補助金に係る返還金について、定期的な面談の実施等により相手方の経営状況を把握しながら、引き続き、粘り強く納付を求めていく。
東青地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅入居者の滞納整理に関しては、毎月全ての滞納者に未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行うことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 さらに、和解をした滞納者で、納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社と弁護士法人に滞納家賃の収納事務を委託し、更なる債権回収に努めている。 また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めるとともに、回収困難滞納家賃については、不納欠損処理等適切な債

		権管理を図ることとしている。 このほか、７月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として６月と11月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。 また、その他の土木使用料（道路占用料及び海岸占用料）についても、定期的な訪問、電話等により納付指導しているところである。	備部	努めること。	関しては、毎月全ての滞納者に未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行うことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 さらに、和解をした滞納者で、納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社と弁護士法人に滞納家賃の収納事務を委託し、更なる債権回収に努めている。 また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めるとともに、回収困難滞納家賃については、不納欠損処理等適切な債権管理を図ることとしている。 このほか、７月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として６月と11月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。
	需用費において、支払手続が遅延しているものがある。	県営住宅小柳団地の融雪装置に係る電気料において、支払手続の遅延により過年度支出となったものについては、町会との連携を確実に行い、また、物品購入契約において、物品の納品検査後遅滞なく支払手続を行わなかったものについては、事務処理に遺漏がないよう処理状況の把握・確認に努め、再発防止を図るものである。			
	需用費、役務費及び委託料において、契約手続が適正でないものがある。	需用費と役務費とそれぞれ分割して予算執行すべきところ、一括して執行しているものについては、質疑応答集の内容を職員に周知し、再発防止に努めることとした。 また、指摘のあった委託料の契約手続については改めており、令和元年度当初予算に基づく青森港青森ベイブリッジ融雪設備維持管理業務委託等の発注に当たっては、財務規則に則って、当初予算議決後に年度開始前の契約の準備行為をし、適正に契約手続を行っている。			
	財産の管理において、適正でないものがある。	不法占有者が昨年死亡したことから、相続人を調査、特定したところである。 現在、それら相続人に対して、訪問等により原状回復・不法占用状態を解消するよう指導しているところである。			
中南地域県民局地域整	収入未済の解消に	県営住宅入居者の滞納整理に		委託料において、	指摘のあった契約手続につい

	契約手続が適正でないものがある。	ては改めており、令和元年度当初予算に基づく遠部・久吉ダム堤体観測調査業務委託等の発注に当たっては、財務規則に則って、当初予算議決後に年度開始前の契約の準備行為をし、適正に契約手続を行っている。
三八地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅入居者の滞納整理に関しては、毎月全ての滞納者に未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行うことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 さらに、和解をした滞納者で、納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社と弁護士法人に滞納家賃の収納事務を委託し、更なる債権回収に努めている。 また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めるとともに、回収困難滞納家賃については、不納欠損処理等適切な債権管理を図ることとしている。 このほか、７月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納

		者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として６月と11月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。
	委託料において、契約手続が適正でないものがある。	指摘のあった契約手続については改めており、令和元年度当初予算に基づく八戸港水域管理業務委託等の発注に当たっては、財務規則に則って、当初予算議決後に年度開始前の契約の準備行為をし、適正に契約手続を行っている。
西北地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅入居者の滞納整理に関しては、毎月全ての滞納者に未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行うことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 さらに、和解をした滞納者で、納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社と弁護士法人に滞納家賃の収納事務を委託し、更なる債権回収に努めてい

		る。 　また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めるとともに、回収困難滞納家賃については、不納欠損処理等適切な債権管理を図ることとしている。 　このほか、７月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として６月と11月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。
	需用費、委託料及び使用料及び賃借料において、契約手続が適正でないものがある。	指摘のあった契約手続については改めており、令和元年度当初予算に基づく十川外河川情報システム維持管理業務委託等の発注に当たっては、財務規則に則って、当初予算議決後に年度開始前の契約の準備行為をし、適正に契約手続を行っている。
上北地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅入居者の滞納整理に関しては、毎月全ての滞納者に未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 　納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行うことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 　さらに、和解をした滞納者で、納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 　一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社と弁護士法人に滞納家賃の収納事務を委託し、更なる債権回収に努めている。 　また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めるとともに、回収困難滞納家賃については、不納欠損処理等適切な債権管理を図ることとしている。 　このほか、７月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として６月と11月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。 　また、その他の土木使用料等についても定期的な戸別訪問等により納付指導しているところである。
	使用料及び賃借料において、共通自動車乗車券取扱基準の運用を誤っているものがある。	券綴使用者を始めとするタクシー乗車券の使用者に対して、共通自動車乗車券取扱基準の内容について周知するとともに、例月のタクシー使用料支払前に使用実態を改めて確認、取扱基準に合致しているか精査することにより、当該基準を適正に運用していく。
	委託料において、契約手続が適正でないものがある。	指摘のあった契約手続については改めており、令和元年度当初予算に基づく国道102号外道路清掃・草刈り業務委託等の発注に当たっては、財務規則に則って、当初予算議決後に年度開始前の契約の準備行為をし、適正に契約手続を行っている。
下北地域県民局地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅入居者の滞納整理に関しては、毎月全ての滞納者に

		未納通知書を送付するとともに、家賃の滞納月数が３か月に達した者及びその連帯保証人に対しては催告書を送付し、催告書に記載した期限までに滞納家賃を納付しない者に対しては呼出状を送付した上で分割納付を指導する等により、滞納家賃の解消を図っている。 納付指導やその後の督促によっても納付しない滞納者に対しては、滞納家賃を分割納付すること及び分割納付を怠った場合は県営住宅の明渡請求を行うことを内容とする訴え提起前の和解に応じるよう指導し、これに応じない者に対しては、公営住宅法の規定に基づく県営住宅の明渡請求を行い、期限までに県営住宅を明け渡さない者について明渡請求訴訟を提起している。 さらに、和解をした滞納者で、納付指導では滞納家賃の納付が期待できない者及び明渡請求訴訟の判決後速やかに退去しない者に対しては、強制執行を実施しており、今年度も引き続き、これらの法的措置を強化していくこととする。 一方、退去滞納者に関しては、債権回収会社と弁護士法人に滞納家賃の収納事務を委託し、更なる債権回収に努めている。 また、連帯保証人には、滞納者に対する納付指導の協力を依頼しているほか、連帯保証人に対しても債務履行を求めるとともに、回収困難滞納家賃については、不納欠損処理等適切な債権管理を図ることとしている。 このほか、７月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納者への一斉電話催告等、県下一斉に集中的な滞納整理を行っている。その一環として６月と11月に「長期・高額滞納者対策検討会議」を開催し、法的措置等の効果的な滞納対策を検討している。
	委託料において、契約手続が適正でないものがある。	指摘のあった契約手続については改めており、令和元年度当初予算に基づく、川内ダムダム湖管理業務委託外の発注に当たっては、財務規則に則って、当初予算議決後に年度開始前の契約の準備行為をし、適正に契約手続を行っている。
青森県立美術館	需用費において、特定調達契約に係る手続を行っていないものがある。	今年度の契約については特定調達契約に係る事務手続の是正を図ったほか、注意喚起及び内部審査体制の強化により、事務処理に誤りがないよう努めることとした。
	委託料において、契約手続等が適正でないものがある。	当該契約に係る事務手続の是正を図ったほか、注意喚起及び内部審査体制の強化により、事務処理に誤りがないよう努めることとした。
	委託料において、契約手続が適正でないものがある。	今年度の契約については年度開始前の契約準備行為に係る事務手続の是正を図ったほか、注意喚起及び内部審査体制の強化により、事務処理に誤りがないよう努めることとした。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二十五円四十四銭